

中部運転免許センター P F I 事業

落札者決定基準

平成 1 7 年 5 月 1 7 日

静 岡 県

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 総則 .....            | 1  |
| 2. 審査の流れ .....         | 2  |
| 3. 審査方法 .....          | 3  |
| 3.1 第一次審査 .....        | 3  |
| 3.2 第二次審査 .....        | 3  |
| 4. 第一次審査 .....         | 4  |
| 4.1 第一次審査の目的及び内容 ..... | 4  |
| 4.2 資格審査 .....         | 4  |
| 4.3 内容審査 .....         | 7  |
| 5. 第二次審査 .....         | 9  |
| 5.1 入札金額の確認 .....      | 9  |
| 5.2 基礎審査 .....         | 9  |
| 5.3 内容審査 .....         | 9  |
| 5.4 総合審査 .....         | 12 |
| 6. 優秀提案の選定 .....       | 13 |
| 7. 審査会の役割 .....        | 13 |

別紙資料1 基礎審査における要求水準書確認項目.....資料1

別紙資料2 総合審査における評価項目及び配点.....資料2

## 1 総則

本落札者決定基準は、静岡県（以下「県」といいます。）が、中部運転免許センター P F I 事業（以下「本事業」といいます。）を実施するにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、県と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者（以下「事業者」といいます。）を決定するための基準を示すものであり、入札説明書と一体をなすものです。

また、本事業は、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであるため、本事業の入札に参加しようとする者（以下「応募者」といいます。）の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があります。したがって、事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札を採用し、入札価格のほか、設計業務、新設施設の建設業務、既存施設の解体等業務、新設施設の維持管理業務及び運営業務の計画等の提案内容並びに本事業の要求水準との適合性、資金調達計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等を総合的に評価して落札者を決定します。

なお、審査の方法は、応募者の負担軽減を考慮し、第一次審査及び第二次審査の二段階に分けて実施するものとし、いずれの審査も、応募者から提出された提案書等の内容を、「静岡県 P F I 事業者選定審査会」（以下「審査会」といいます。）で本基準に基づき審査及び評価し県が選定することとします。

## 2 審査の流れ

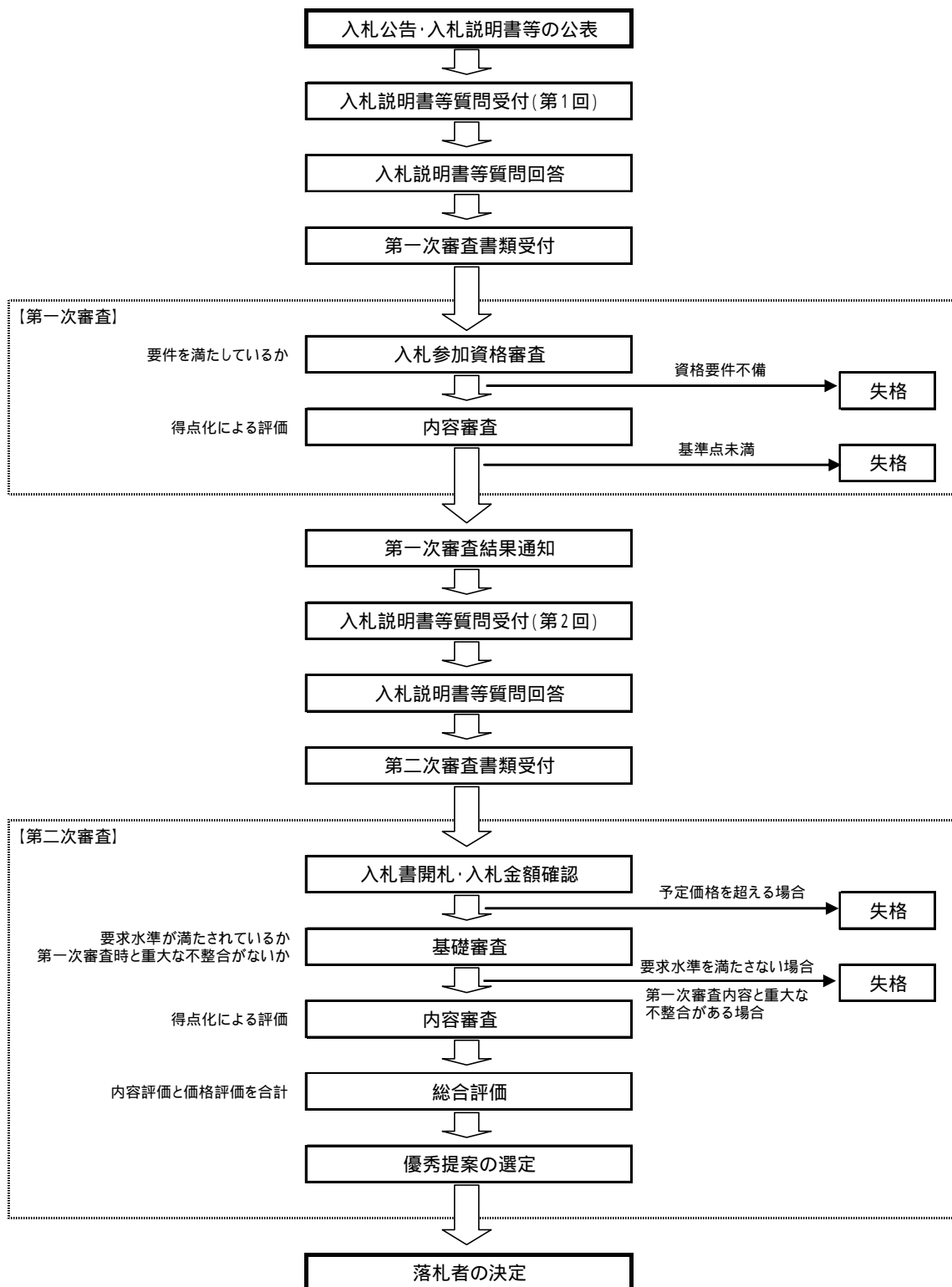


図 - 1 . 入札公告から落札者決定までの流れ

### 3 審査方法

審査の方法は、応募者が提出した、入札説明書で規定する応募者の資格及び提案等に関する書類・図面の内容を審査し、その審査結果を踏まえ落札者を決定します。

また、審査は、「第一次審査」及び「第二次審査」の二段階に分けて実施することとします。

#### 3 - 1 第一次審査

第一次審査は、「資格審査」と「内容審査」の二種類とします。なお、第一次審査の結果は、第二次審査の評価の対象とはなりません。

##### (1) 資格審査

資格審査は、応募者が提出した一般競争入札資格審査確認申請書類(様式3～様式9-2)に記載された応募者の資格等が、入札参加要件を満たしているか否かを審査します。資格不備の場合は、以後の入札手続に参加できません。

##### (2) 内容審査

内容審査は、応募者が提出した内容審査提案書類(様式11～様式17)の内容を審査し、事業者の持つ本事業に対する理解度及び基本的な考え方等を確認します。

なお、内容審査提案書類の内容については、本書に定められた採点基準に従い、提案内容を得点化し審査会で審査します。

#### 3 - 2 第二次審査

第二次審査は、「基礎審査」、「内容審査」、「価格評価」及び「総合評価」の四種類とします。

##### (1) 基礎審査

基礎審査は、第二次審査における提案内容が要求水準を満たしているか否かを審査します。

##### (2) 内容審査

内容審査は、提出された内容審査提案書類(様式21～様式77及び図面)の内容について審査します。

内容審査提案書類の内容については、本書に定められた採点基準に従い、提案内容を得点化し審査会で審査します。

##### (3) 価格評価

価格評価は、本書に定める採点基準に従い、提案価格を得点化し審査会で審査します。

##### (4) 総合評価

総合評価は、内容審査の得点と価格評価の得点の合計点により、審査会で優秀提案の選定を行います。

## 4 第一次審査

### 4 - 1 第一次審査の目的及び内容

第一次審査は、応募者が、本事業を行ううえで必要となる資格を有していることを確認するとともに、運転免許センターに関する基本的な知識を備え、本事業に対する考え方が、県の事業目的や方針と適合し、かつ、その達成が期待できるか否かについて審査するものです。

また、応募者の負担軽減を図る目的などから、「資格審査」に加え「内容審査」を行うこととし、いずれの審査の要件をも満たした場合に、第二次審査への応募を認めるものとします。

### 4 - 2 資格審査

応募者が提出した資格審査確認申請書類をもとに、入札説明書に示す応募者の参加資格要件の具備を確認し、参加資格が満たされていない場合に失格とします。

参加資格要件の確認内容及び確認方法は、下表に示すとおりです。

表 - 1 . 参加資格の確認内容及び確認方法

| 参加者 | 確認内容  | 確認方法                                     |
|-----|---|--|
| 共 通 | 応募企業、応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員及び協力企業になることはできない。  | 応募者から提出された（様式 5）の応募グループの構成員・協力会社表より確認する。 |
|     | 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと   | 応募者から提出された（様式 7）の申告表より確認する。              |
|     | 静岡県知事から静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと  | 応募者から提出された（様式 7）の申告表より確認する。              |
|     | 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止命令を受けていないこと  | 応募者から提出された（様式 7）の申告表より確認する。              |
|     | 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること<br>a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。また、更生手続開始の決定を受けている場合を除きます。）<br>b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除きます。） | 応募者から提出された（様式 7）の申告表より確認する。              |
|     | 最近 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと   | 納税証明書により確認する                             |
|     | 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと   | 応募者から提出された（様式 5）の応募グループの構成員・協力会社表より確認する。 |
|     | 審査会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと  | 応募者から提出された（様式 5）の応募グループの構成員・協力会社表より確認する。 |

| 参加者                          | 確認内容  | 確認方法  |
|------------------------------|---|---|
| 共通                           | 静岡県警察本部が所管する公益法人でないこと   | (財)静岡県警察職員互助会、(社)静岡県警友会、(社)静岡県防犯協会連合会、(社)静岡県警備業協会、(財)静岡県暴力追放運動推進センター、(財)静岡県交通安全協会、(社)静岡県安全運転管理協会、(社)静岡県指定自動車教習所協会以外であることを確認 |
| 設計業務に当る者                     | 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること   | 一級建築士事務所登録証明書の写し  |
|                              | 県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること  | 建設関連業務入札参加資格の審査結果について(通知)(最新のものの)の写し  |
| 建設業務のうち建築工事に当る者              | 建設業法第3条第1項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること   | 建設業の許可について(通知)(最新のものの)の写し   |
|                              | 県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受け、かつ、A等級に格付されていること   | 建設工事入札参加資格の審査結果について(通知)(最新のものの)の写し  |
|                              | 次のいずれかの者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること<br>・平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証(建築)の交付を受けている者<br>・平成16年2月29日以前に国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証(建築)の交付を受けている者<br>・平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証(建築)の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者 | 主任(監理)技術者の資格・工事経験   |
| 建設業務のうち土木工事に当る者              | 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業に係る建設業の許可を受けた者であること   | 建設業の許可について(通知)(最新のものの)の写し   |
|                              | 県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、A等級に格付されていること   | 建設工事入札参加資格の審査結果について(通知)(最新のものの)の写し  |
|                              | 次のいずれかの者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること<br>・平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている者<br>・平成16年2月29日以前に国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている者<br>・平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者 | 主任(監理)技術者の資格・工事経験   |
| 建設業務のうち建築工事及び土木工事以外の建設工事に当る者 | 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること  | 建設業の許可について(通知)(最新のものの)の写し   |
|                              | 県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受け、かつ、電気工事及び管工事については、A等級に格付されていること  | 建設工事入札参加資格の審査結果について(通知)(最新のものの)の写し  |

| 参加者                | 確認内容  | 確認方法                              |
|--------------------|---|-----------------------------------|
| 解体等業務に当たる者         | 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る許可を受けた者であること                                       | 建設業の許可について(通知)(最新のもの)の写し          |
|                    | 県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事に係る認定を受けていること                                | 建設工事入札参加資格の審査結果について(通知)(最新のもの)の写し |
| 設備維持管理業務に当たる者      | 県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目：4 設備保守管理)に登載があること<br>「設備保守管理の細目」の9番から30番までのいずれかに登載があればよいものとします。 | 競争入札参加資格審査結果通知書(最新のもの)の写し         |
| 環境衛生管理・清掃業務に当たる者   | 県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目：4 設備保守管理)に登載があること<br>「設備保守管理の細目」の1番から8番までのいずれかに登載があればよいものとします。  | 競争入札参加資格審査結果通知書(最新のもの)の写し         |
|                    | 県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目：5 ねずみ・昆虫等防除)に登載があること  |                                   |
|                    | 県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」(営業種目：2 清掃)に登載があること   |                                   |
| 植栽外構等維持管理業務に当たる者   | 建設業法第3条第1項の規定に基づき、「造園工事業」に係る一般又は特定建設業の許可を受けている者であること  | 建設業の許可について(通知)(最新のもの)の写し          |
|                    | 静岡県建設工事競争入札参加資格「造園工事」の認定を受けている者   | 建設工事入札参加資格の審査結果について(通知)(最新のもの)の写し |
| 修繕業務及び大規模修繕業務に当たる者 | 建設業法第3条第1項の規定に基づき、当該建設工事の種類に応じて許可を受けている者であること   | 建設業の許可について(通知)(最新のもの)の写し          |
|                    | 県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受けていること   | 建設工事入札参加資格の審査結果について(通知)(最新のもの)の写し |



#### 4 - 3 内容審査

##### (1) 内容審査の方法

内容審査では、応募者から提出される「表 - 2 内容審査の設問、評価の視点及び配点」に示す設問に対する回答内容を審査し採点します。

配点は、合計 100 点満点とし、審査の採点結果が 50 点未満の者を失格とします。

表 - 2 内容審査の設問、評価の視点及び配点

| 確認事項                 | 設問   | 評価の視点  | 配点 | 様式 |
|----------------------|--|--|----|----|
| 事業に対する基本的な考え方の確認     | (1) 中部地区における運転免許業務上の問題点と中部免許センター整備の必要性を列記し、各項目について記述してください。<br>【A4 版 2 枚以内】  | 県の抱える問題を的確に把握し、整備の必要性を理解している場合に優位に評価する。                              | 10 |    |
| 免許センターに関する基本的な考え方の確認 | (2) 中部免許センターを計画する際に求められる基本的事項の理解度を確認するため、次の各問にお答え下さい。<br>中部運転免許センターにおいてフレキシブルな施設が求められる理由及び持つべきフレキシビリティについて列記し、各項目について記述してください。<br>【A4 版 2 枚以内】 | 「求められる理由」についての認識が的確で理解度が高く、免許センターのフレキシビリティについて優れた考えを有している場合に優位に評価する。 | 20 |    |
|                      | 優れた来場者動線の確保の必要性と計画上の留意点を列記し、各項目について記述してください。<br>【A4 版 2 枚以内】   | 県が優れた来場者動線を求める理由(必要性)と留意点が的確に述べられており、優れた提案が期待できると考えられる場合に優位に評価する。    | 20 |    |
|                      | 警察施設として、また運転免許センターとしてのセキュリティの対象を列記し、各項目に関する基本的な考え方について記述してください。<br>【A4 版 2 枚以内】  | セキュリティ対象を的確に把握しており、安全性に配慮した提案が期待できると考えられる場合に優位に評価する。                 | 20 |    |
|                      | 災害に強い運転免許センターが求められる理由を列記し、各項目の基本的な考え方について記述してください。<br>【A4 版 2 枚以内】   | 「求められる理由」についての認識が的確で、今後、安全性の高い施設の提案が期待できると考えられる場合に優位に評価する。           | 15 |    |

|                    |   |                                     |     |  |
|--------------------|---|-------------------------------------|-----|--|
| 建設工事に関する基本的な考え方の確認 | (3) 建設工事中における留意点を列記し、各項目に関する基本的な考え方について記述してください。<br>【A4版2枚以内】 | 建設工事期間中に留意すべき点を的確に把握している場合に優位に評価する。 | 15  |  |
| 合計                 |   |                                     | 100 |  |

(2) 採点の方法

「表 - 2 内容審査 の設問、評価の視点及び配点」に示す設問に対する応募者の回答内容を、設問毎に下記採点基準に示すA、B、C、D、Eの5段階で評価し得点化して合計得点を求めます。なお、得点は小数点以下第3位を四捨五入することとします。

<採点基準>

- A：回答の内容が、県が求める内容の概ね80パーセントを超えており、今後、非常に優れた提案が期待できる場合は、設問の配点×100パーセントとします。
- B：回答の内容が、県が求める内容の概ね60パーセントを超えており、今後、優れた提案が期待できる場合は、設問の配点×75パーセントとします。
- C：回答の内容が、県が求める内容の概ね40パーセントを超えており、今後、提案が期待できる場合は、設問の配点×50パーセントとします。
- D：回答の内容が、県が求める内容の概ね20パーセントを超えており、今後、提案がやや期待できる場合は、設問の配点×25パーセントとします。
- E：回答の内容が、県が求める内容の概ね20パーセント以下であり、今後、提案が期待できない場合は、設問の配点×0パーセントとします。

## 5 第二次審査

### 5 - 1 入札金額の確認

入札書に記載された入札金額（事業期間を通じて県が支払うサービス購入料の総額）が、県の設定した予定価格を超えていないことを確認します。入札金額が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とします。

### 5 - 2 基礎審査

提案書等の内容が、要求水準書等に示す要件を全て満たしていることを確認します。なお、一義的に判断できる明確な失格要件については、別紙資料1「基礎審査における要求水準書確認項目」を参照ください。

なお、要求水準書の必要水準を満たしていない場合、その入札参加者は失格とします。

### 5 - 3 内容審査

提案書等の内容について、下記に示す「表 - 3 内容審査 の評価区分と配点」に従って評価し得点化します。

配点は、合計 100 点満点とし、審査の採点結果が 50 点未満の者を失格とします。

表 - 3 内容審査 の評価区分と配点

| 評価区分              | 配点    |
|-------------------|-------|
| 設計業務に関する事項        | 3 0   |
| 新設施設の建設業務に関する事項   | 6     |
| 既存施設の解体等業務に関する事項  | 4     |
| 新設施設の維持管理業務に関する事項 | 1 0   |
| 新設施設の運營業務に関する事項   | 5     |
| 事業計画全般に関する事項      | 1 5   |
| サービス購入料に関する事項     | 3 0   |
| 計                 | 1 0 0 |

(1) 評価項目ごとの得点化方法

内容審査 の項目ごとの得点化は内容審査 と同じく、設問毎に A・B・C・D・E の 5 段階で評価します。

表 4 . 評価項目ごとの得点化方法

| 評価 | 評価の意味合い     | 得点化方法     |
|----|-------------|-----------|
| A  | 特に優れている     | 配点 × 1.00 |
| B  | AとCの中間程度    | 配点 × 0.75 |
| C  | 優れている       | 配点 × 0.50 |
| D  | CとEの中間程度    | 配点 × 0.25 |
| E  | 優れているとはいえない | 配点 × 0.00 |

得点は小数点以下第 3 位を四捨五入

(2) 評価項目の具体的内容

評価項目の具体的な内容は次のとおりです。なお、別紙資料 2 「総合審査における評価項目及び配点」も併せてご参照ください。

設計業務に関する事項 ( 3 0 点 ) 配点 ( 満点時の得点 ) 以下同じ。

< 評価基準 >

a 敷地の利用計画 ( 3 点 )

- ・ 来場者 ( 車 ) の出入り及び移動の円滑性が確保された施設配置計画 ( 3 点 )

b 施設の利用計画 ( 1 6 点 )

- ・ 単純、明快かつ円滑な来場者動線及びサインの確保 ( 3 点 )
- ・ 快適性、利便性の確保 ( 4 点 )
- ・ メンテナンス性、フレキシビリティの確保 ( 2 点 )
- ・ セキュリティに関する配慮 ( 3 点 )
- ・ 防災機能の確保 ( 2 点 )
- ・ ユニバーサルデザインへの配慮 ( 2 点 )

c 環境への配慮及びライフサイクルコストの縮減 ( 6 点 )

- ・ 環境保全への配慮、エネルギーの効率的利用及び資源の有効利用 ( 3 点 )
- ・ 長期的経済性への対応 ( ライフサイクルコストの縮減 ) ( 3 点 )

d 大規模災害時対策及び地域への配慮 ( 5 点 )

- ・ 大規模災害発生時における施設の活用 ( 2 点 )
- ・ 地域の実態や周辺の景観に配慮した設計計画 ( 建築デザイン ) ( 3 点 )

新設施設の建設業務に関する事項 ( 6 点 )

< 評価基準 >

a 全般 ( 2 点 )

- ・ 十分な交通安全対策及び騒音、振動、大気汚染 ( 粉塵発生を含む ) など工事に伴う来場者や職員、近隣への悪影響を最小限に抑える建設計画 ( 2 点 )

b 事業スケジュール ( 4 点 )

- ・ S P C 設立や各種申請の日程等、着工前の手続から施設引渡しまでの具体的かつ妥当なスケジュール計画、工期短縮の工夫、不測の事態が生じた場合にスケジュールを遵守するための信頼できる対策等

#### 既存施設の解体等業務に関する事項（４点）

##### <評価基準>

- a 十分な交通安全対策及び騒音、振動、大気汚染（粉塵発生を含む）など工事に伴う来場者や職員、近隣への悪影響を最小限に抑える解体計画及びスケジュール計画（２点）
- b リサイクル、リユースなど建設廃材の処理方法を十分考慮した解体計画（２点）

#### 新設施設の維持管理業務に関する事項（１０点）

##### <評価基準>

- a 建築物等維持管理業務（２点）
  - ・ 建築物の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策
- b 設備維持管理業務（２点）
  - ・ 設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策
- c 外構等維持管理業務（２点）
  - ・ 外構等の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策
- d 大規模修繕業務（２点）
  - ・ 長期に亘り、建物性能を維持し資産価値を保全するための改修計画
- e 環境衛生管理・清掃・中央監視業務（２点）
  - ・ 各業務ごとの管理項目・作業内容・頻度等に関する適切な業務遂行計画及び方策

#### 新設施設の運営業務に関する事項（５点）

##### <評価基準>

- a 食堂・売店・自動販売機等運営業務（３点）
  - ・ 食堂・売店運営・自動販売機等の基本的な考え方や特徴（メニュー、提供する商品、料金設定など）及び適切な厨房計画、運営計画及び採算性確保のための具体的な対策（利用者確保策、年間を通じた営業内容の工夫、営業成績が変化した場合の対応策など）
- b 総合案内業務（２点）
  - ・ 総合案内業務の基本的な考え方や特徴

#### 事業計画全般に関する事項（１５点）

##### <評価基準>

- a 本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な業務執行体制（２点）
- b リスク管理方針と対策（２点）

- c 資金調達計画、事業収支計画及びキャッシュフロー計画の確実性（3点）
- e 事業の安定性・継続性（3点）
  - ・ 運転資金の不足に対する対応策、その他事業安定のための独自の工夫
- f 地域社会経済への配慮（5点）

サービス購入料に関する事項（30点）

県が支払うサービス購入料の合計額の現在価値化した値(割引率3%)が最も低いもの(1位)を満点とし、次順位以下は、1位の金額との比率を用いて算出します。

- ・ 計算式 得点 = 配点 × 最低提案金額 / 当該入札参加者の提案金額
- ・ 計算例 (金額は任意の数字を使用しています)

|        | 提案金額 | 得点     | 算出方法                |
|--------|------|--------|---------------------|
| A社(1位) | 37億円 | 30.00点 | 30点                 |
| B社(2位) | 40億円 | 27.75点 | 30点 × (37億円 / 40億円) |
| C社(3位) | 43億円 | 25.81点 | 30点 × (37億円 / 43億円) |

#### 5 - 4 総合審査

提案書等に記載された内容について、内容審査を行い、得点の合計が最も高い提案を優秀提案として選定します。

##### (1) 評価区分と配点（再掲）

| 評価区分              | 配点  |
|-------------------|-----|
| 設計業務に関する事項        | 30  |
| 新設施設の建設業務に関する事項   | 6   |
| 既存施設の解体等業務に関する事項  | 4   |
| 新設施設の維持管理業務に関する事項 | 10  |
| 新設施設の運營業務に関する事項   | 5   |
| 事業計画全般に関する事項      | 15  |
| サービス購入料に関する事項     | 30  |
| 計                 | 100 |

##### (2) 評価式

総合得点 = + + + + + +

## 6 優秀提案の選定

上記の方法に従って審査を行い、次の考え方により優秀提案を選定します。

- ・評価に基づく各項目の得点の合計が最も高い提案を優秀提案とします。
- ・同点の場合は、以下の順位により、各項目の評価点に差が出るまで順次比較し、優劣を決定します。

事業計画全般に関する事項

設計業務に関する事項

新設施設の維持管理業務に関する事項

新設施設の建設業務に関する事項

新設施設の運營業務に関する事項

既存施設の解体等業務に関する事項

サービス購入料に関する事項

## 7 審査会の役割

審査に際しての審査会の役割は次のとおりです。

落札者決定基準の検討・作成

入札書類の審査、評価

優秀提案者の選定

県への優秀提案者選出の報告

審査会からの報告に基づき、県が落札者を決定します。

以 上